

議案第28号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年4月13日提出

逗子市長 桐ヶ谷 寛

（提案理由）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の一部改正に伴い、消防団員等が公務災害補償を受ける権利を担保とする特例措置に関する規定について、改正の要あるため提案する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 寛

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

（別紙のとおり）

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市条例第8号

逗子市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

逗子市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年逗子市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日（次項において「施行日」という。）以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。